

## 信託法からみた民事信託の実務

平成 29 年 9 月 15 日（金）実施

弁護士 小 山 美 穂

平成 29 年 9 月 15 日（金）、「信託法からみた民事信託の実務－入門編」と題する研修会に参加いたしました。

本研修においては、「入門編」とあるように、「信託法」の基本構成要素、信託の定義、信託は「形式的権利帰属者」（受託者）と「実質的利益享受者」（受益者）が分かれていることなど信託の意義、その特徴や信託の類型を学びました。

信託とは、「財産管理」と「財産承継」の制度であり、「財産管理」については「後見制度」との比較、「財産承継」については、「遺言」との比較を学び、民事信託の活用例として、事例がいくつか紹介されました。

例えば、「財産承継」に関する例として、自身に亡き前妻との子 A と後妻 B がいる場合で、自分が死亡し後妻 B が存命中は自身の財産を後妻 B に利用させたいが、後妻 B の死後は、子 A に相続させたい場合、民法に基づく「遺言」では、後妻 B 死亡後子 A に相続させるというような「後継ぎ遺贈」はできない（無効（有力説））と考えられております。

信託法では、自身が死亡した後の受益者を後妻 B とし、後妻 B が死亡した後の受益者（帰属権利者）を子 A とする旨定めることができ、後継ぎ遺贈と同様の効果を得ることができること（「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託」）を学びました（後妻 B が存命中は自身の財産を後妻 B に利用させたいという要望もかありません）。

後見制度との関係でも、信託では、裁判所の関与がほぼないこと、信託行為に財産活用の条項を設定することにより、一般的な後見事務における財産管理とは異なった財産の利用が可能となることを学習しました。

上記のように、財産管理に関し、信託行為（信託契約や遺言による信託）の定めにより、管理方法や財産の帰属先をある程度自由に決めることができ、後見制度や遺言では、カバーできないことや実現できないことが、信託では可能な場合があることを学びました。

今後も、財産管理について依頼者のご要望に沿うご提案ができるよう引き続き信託法を学習し、業務に積極的に取り入れて参りたいと思います。

以上